

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第14号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第35条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</p> <p>この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が極めて良好である職員 A</p> <p>(2) 勤務成績が特に良好である職員 B</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>別表第7の2 昇給号給数表（第35条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>昇給区分</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th></tr></thead><tbody><tr><td>昇給の号</td><td colspan="5">[略]</td></tr><tr><td>給数</td><td>4以上</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p>	昇給区分	A	B	C	D	E	昇給の号	[略]					給数	4以上	3	2	1	[略]	<p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第35条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</p> <p>この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が特に良好である職員のうち当該勤務成績が極めて良好である職員 A</p> <p>(2) 勤務成績が特に良好である職員（前号に掲げる職員を除く。） B</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>(昇給号給数の抑制等に係る年齢の特例)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>別表第7の2 昇給号給数表（第35条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>昇給区分</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th></tr></thead><tbody><tr><td>昇給の号</td><td colspan="5">[略]</td></tr><tr><td>給数</td><td>2以上</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p>	昇給区分	A	B	C	D	E	昇給の号	[略]					給数	2以上	1	0	0	[略]
昇給区分	A	B	C	D	E																																
昇給の号	[略]																																				
給数	4以上	3	2	1	[略]																																
昇給区分	A	B	C	D	E																																
昇給の号	[略]																																				
給数	2以上	1	0	0	[略]																																
備考 改正部分は、下線の部分である。																																					

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。